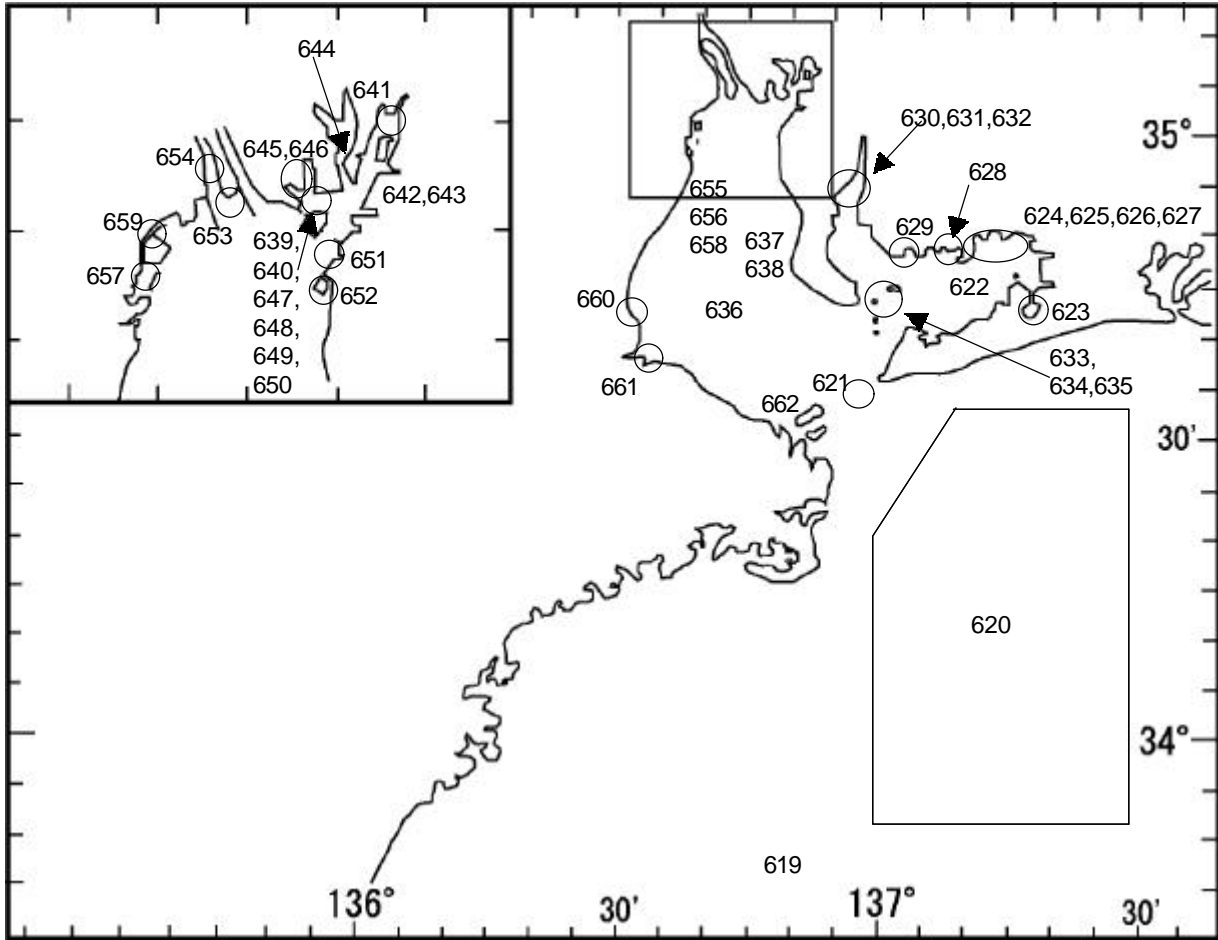


# 四管区水路通報第 28 号

平成 16 年 7 月 21 日

第四管区海上保安本部

|           |      |                   |            |
|-----------|------|-------------------|------------|
| 第 6 1 9 項 | 本州南岸 | 遠州灘及熊野灘           | ・救難訓練      |
| 第 6 2 0 項 | 本州南岸 | 遠州灘               | ・救難訓練      |
| 第 6 2 1 項 | 本州南岸 | 伊良湖水道航路           | ・潮流観測      |
| 第 6 2 2 項 | 本州南岸 | 三河港               | ・環境調査      |
| 第 6 2 3 項 | 本州南岸 | 三河港南部             | ・小型船舶操縦訓練等 |
| 第 6 2 4 項 | 本州南岸 | 三河港北部             | ・航泊禁止      |
| 第 6 2 5 項 | 本州南岸 | 三河港北部             | ・航泊禁止      |
| 第 6 2 6 項 | 本州南岸 | 三河港北部             | ・防波堤等改修工事  |
| 第 6 2 7 項 | 本州南岸 | 三河港北部             | ・潜水訓練      |
| 第 6 2 8 項 | 本州南岸 | 渥美湾、知柄漁港北西方       | ・養浜工事      |
| 第 6 2 9 項 | 本州南岸 | 三河湾、吉田港           | ・護岸改良工事等   |
| 第 6 3 0 項 | 本州南岸 | 衣浦港、栄生漁港          | ・掘下げ作業     |
| 第 6 3 1 項 | 本州南岸 | 衣浦港               | ・水質調査      |
| 第 6 3 2 項 | 本州南岸 | 衣浦港               | ・防止網設置作業   |
| 第 6 3 3 項 | 本州南岸 | 三河湾佐久島            | ・魚礁設置作業    |
| 第 6 3 4 項 | 本州南岸 | 師崎水道              | ・花火打上げ     |
| 第 6 3 5 項 | 本州南岸 | 師崎水道              | ・海底送水管敷設作業 |
| 第 6 3 6 項 | 伊勢湾  |                   | ・潮流観測      |
| 第 6 3 7 項 | 伊勢湾  | 東部                | ・生物調査等     |
| 第 6 3 8 項 | 伊勢湾  | 東部                | ・水質調査      |
| 第 6 3 9 項 | 名古屋港 | 西航路付近             | ・灯標廃止      |
| 第 6 4 0 項 | 名古屋港 | 西航路及東航路           | ・深淺測量      |
| 第 6 4 1 項 | 名古屋港 | 第 1 区             | ・ヨット帆走訓練   |
| 第 6 4 2 項 | 名古屋港 | 第 1 区、第 3 区、第 4 区 | ・水質調査      |
| 第 6 4 3 項 | 名古屋港 | 第 1 区、第 3 区、第 4 区 | ・水質調査      |
| 第 6 4 4 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・掘下げ作業     |
| 第 6 4 5 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・埋め立て完成    |
| 第 6 4 6 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・水質調査      |
| 第 6 4 7 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・防止網設置作業   |
| 第 6 4 8 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・航泊禁止      |
| 第 6 4 9 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・航泊禁止      |
| 第 6 5 0 項 | 名古屋港 | 第 4 区             | ・灯台復旧      |
| 第 6 5 1 項 | 名古屋港 | 第 5 区             | ・埋設物撤去作業   |
| 第 6 5 2 項 | 名古屋港 | 第 5 区             | ・小型船舶操縦訓練  |
| 第 6 5 3 項 | 伊勢湾  | 桑名港南方             | ・水路測量      |
| 第 6 5 4 項 | 伊勢湾  | 桑名港               | ・航泊禁止      |
| 第 6 5 5 項 | 伊勢湾  | 西部                | ・流速計設置     |
| 第 6 5 6 項 | 本州南岸 | 四日市港及び付近          | ・生物調査等     |
| 第 6 5 7 項 | 本州南岸 | 四日市港、第 1 区、第 3 区  | ・深淺測量等     |
| 第 6 5 8 項 | 本州南岸 | 四日市港、第 2 区        | ・海底波浪計設置   |
| 第 6 5 9 項 | 本州南岸 | 四日市港、第 3 区        | ・ヨットレース等   |
| 第 6 6 0 項 | 伊勢湾  | 津港                | ・航泊禁止      |
| 第 6 6 1 項 | 伊勢湾  | 松阪港               | ・航泊禁止      |
| 第 6 6 2 項 | 本州南岸 | 鳥羽港及付近            | ・海上行事      |



16年619項 本州南岸 - 遠州灘及熊野灘 救難訓練

自衛隊航空機による照明弾及びマリンマーカー等を投下しての救難訓練が実施される。

期 間 平成16年8月2日～31日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日0800～2100

区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-38N 137-30E
- (2) 34-38N 138-00E
- (3) 34-25N 138-30E
- (4) 32-40N 138-30E
- (5) 32-40N 136-10E
- (6) 33-47N 136-10E

備 考 訓練には飛行機2機、ヘリコプター3機が参加する。

海 図 W70 - W93 - W61B

出 所 航空自衛隊浜松救難隊

16年620項 本州南岸 - 遠州灘 救難訓練

自衛隊航空機による照明弾及びマリンマーカー等を投下しての救難訓練が実施される。

期 間 平成16年8月 2日～ 5日まで（予備日8月 6日）の0900～2000

平成16年8月16日～19日まで（予備日8月20日）の0900～2000

平成16年8月23日～26日まで（予備日8月27日）の0900～2000  
平成16年8月30日、31日まで 0900～2000

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-33-12N 137-09-49E
- (2) 34-33-12N 137-29-49E
- (3) 33-50-12N 137-29-49E
- (4) 33-50-12N 136-59-49E
- (5) 34-25-12N 136-59-49E

備 考 訓練には飛行機2機，ヘリコプター4機が参加する。  
訓練目標としてマーカーフロート及び一人用浮舟を使用する。  
付近に船舶等が存在する場合、投下を中止する。

海 図 W 7 0 - W 6 1 B

出 所 航空自衛隊小牧基地

---

1 6 年 6 2 1 項 本州南岸 - 伊良湖水道航路 潮流観測

伊良湖水道航路で測量船「いせしお」(30トン)による潮流観測が実施される。

期 間 平成16年8月2日～4日までの日出～日没

区 域 下記10点を順に結ぶ線付近

- (1) 34-34.8N 136-58.6E
- (2) 34-34.4N 136-58.9E
- (3) 34-32.9N 137-00.7E
- (4) 34-33.1N 136-01.0E
- (5) 34-34.6N 136-59.1E
- (6) 34-34.8N 136-59.4E
- (7) 34-33.3N 137-01.2E
- (8) 34-33.6N 137-01.5E
- (9) 34-35.1N 136-59.7E
- (10) 34-35.4N 137-01.2E

標 識 測量船の船尾に白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W 1 0 6 4 - W 1 0 5 3

出 所 第四管区海上保安本部

---

1 6 年 6 2 2 項 本州南岸 - 三河港 環境調査

下記区域で、作業船による採水・採泥作業、生物調査作業が実施される。

期 間 平成16年8月2日～12日まで（予備日含む）の日出～日没

区 域 採水・採泥作業

下記6地点付近

- (1) 34-47-55N 137-17-44E
- (2) 34-47-42N 137-18-13E

(3) 34-46-38N 137-16-25E

(4) 34-43-47N 137-13-09E

(5) 34-42-23N 137-14-15E

(6) 34-41-35N 137-13-52E

採水作業、生物調査作業

下記6地点付近

(7) 34-47-26N 137-17-44E

(8) 34-46-10N 137-16-11E

(9) 34-45-16N 137-14-43E

(10) 34-44-23N 137-13-19E

(11) 34-44-14N 137-17-52E

(12) 34-43-13N 137-18-20E

備考 生物調査作業は、作業船1隻の船尾より卵稚仔ネットをえい航しての卵稚仔調査、  
作業船1隻がえびけた網をえい航及び作業船2隻でサヨリ網をえい航しての  
魚介類調査を実施する。

海 図 W1057A、W1057B、W1052

出 所 三河港長

---

16年623項 本州南岸 - 三河港南部 小型船舶操縦訓練等

下記区域で小型船舶操縦訓練及び実技国家試験が実施される。

期 間 平成16年8月1日～15日までの0900～1700

区 域 下記地点付近

34-41-33N 137-18-21E

備考 区域内に簡易浮標6個を設置する。

海 図 W1057B

出 所 三河港長

---

16年624項 本州南岸 - 三河港北部 航泊禁止

下記3区域で、海上行事に伴い船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成16年7月25日(予備日7月26日)の1900～2100

(蒲郡地区)

区 域 下記3地点を結ぶ線と竹島橋及び港橋並びに陸岸により囲まれる区域

(1) 34-48-35.9N 137-13-52.8E

(2) 34-48-25.7N 137-13-46.8E

(3) 34-48-30.1N 137-12-55.9E

(形原漁港)

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(4) 34-47-27.0N 137-11-25.4E

(5) 34-47-27.0N 137-11-41.2E

(6) 34-47-10.8N 137-11-41.2E

(7) 34-47-10.8N 137-11-17.6E

(三谷漁港)

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(8) 34-48-35.0N 136-14-54.1E

(9) 34-48-26.1N 136-14-51.8E

(10) 34-48-26.1N 136-14-40.0E

(11) 34-48-44.0N 136-14-40.0E

標 識 禁止区域内に黄灯付浮標を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長公示第 1 6 - 3 号

---

1 6 年 6 2 5 項 本州南岸 - 三河港北部 航泊禁止

下記区域で、蒲郡港ポート天国に伴い船舶の航泊が禁止される。

日 時 平成16年7月25日の0930～1500

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-49-05.3N 137-13-27.3E

(2) 34-49-04.0N 137-13-19.1E

(3) 34-49-17.8N 137-12-59.8E

(4) 34-49-23.6N 137-12-59.5E

標 識 行事海域内に黄色ブイを7個設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長公示第 1 6 - 2 号

---

1 6 年 6 2 6 項 本州南岸 - 三河港北部 防波堤等改修工事

下記区域で、クレーン付台船による防波堤及び波除堤の改修工事が実施される。

期 間 平成16年7月26日～平成17年2月6日までの日出～日没

区 域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

(1) 34-48-31N 137-12-01E

(2) 34-48-19N 137-12-01E

(3) 34-48-19N 137-11-53E

(4) 34-48-24N 137-11-53E

標 識 作業区域に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

備 考 潜水作業を伴う。

海 図 W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長

---

16年627項 本州南岸 - 三河港北部 潜水訓練

御前埼付近で潜水救難訓練が実施される。

期 間 平成16年8月2日、11日、24日の0900～1200

区 域 下記地点付近

34-46-55N 137-10-48E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1057A

出 所 三河港長

---

16年628項 本州南岸 - 渥美湾、知柄漁港北西方 養浜工事

下記区域で、作業船等による養浜工事が実施される。

期 間 平成16年7月26日～9月30日の日出～日没

区 域 下記地点付近

34-47.2N 137-10.2E

標 識 作業区域に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

海 図 W1435

出 所 蒲郡海上保安署

---

16年629項 本州南岸 - 三河湾、吉田港 護岸改良工事等

下記区域で、作業船による護岸改良工事及び突堤築造工事が実施される。

期 間 平成16年7月29日～平成17年3月20日までの0800～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 34-47.1N 137-04.0E

(2) 34-47.1N 137-04.3E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び点滅式黄色灯付浮標を設置する。

作業船等の投錨位置に黄色簡易浮標を設置する。

海 図 W1052

出 所 衣浦海上保安署

---

16年630項 本州南岸 - 衣浦港、栄生漁港 掘下げ作業

下記区域で浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成16年7月26日～8月20日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-49-34N 137-00-12E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿を設置する。

海 図 W1056

出 所 衣浦港長

---

16年631項 本州南岸 - 衣浦港 水質調査

下記区域で作業船による採水作業が実施される。

期 間 平成16年7月20日（予備日7月21日～23日）の日出～日没  
平成16年7月27日（予備日7月28日～30日）の日出～日没  
平成16年8月 3日（予備日8月 4日～ 6日）の日出～日没  
平成16年8月10日（予備日8月11日～13日）の日出～日没  
平成16年8月17日（予備日8月18日～20日）の日出～日没  
平成16年8月24日（予備日8月25日～27日）の日出～日没  
平成16年8月31日（予備日9月 1日～ 3日）の日出～日没

区 域 下記4地点付近  
(1) 34-49-24.8N 136-57-08.2E  
(2) 34-49-32.9N 136-56-46.0E  
(3) 34-51-20.5N 136-56-23.7E  
(4) 34-48-17.2N 136-55-42.9E

海 図 W1056  
出 所 衣浦港長

---

16年632項 本州南岸 - 衣浦港 防止網設置作業

下記区域で潜水作業を伴うクラゲ防止網設置作業が実施される。

期 間 平成16年7月24日～8月7日までの日出～日没

区 域 下記地点付近  
34-49-12N 136-55-34E

標 識 アンカーブロック位置に点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
備 考 警戒船を配備する。  
クラゲ防止網は9月中旬まで設置する予定である。

海 図 W1056  
出 所 衣浦港長

---

16年633項 本州南岸 - 三河湾、佐久島 魚礁設置作業

下記区域で起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成16年7月29日、30日（予備日7月31日～8月10日）の日出～日没

区 域 下記地点を中心とする半径150mの円内  
34-43-10N 137-02-31E

標 識 作業区域に赤旗及び点滅式灯付浮標を設置する。  
アンカー投入位置に簡易浮標を設置する。

海 図 W1052  
出 所 衣浦海上保安署

---

16年634項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀島 花火打上げ

下記区域で花火打上げが実施される。

期 間 平成16年8月2日～6日までの2000～2100

区 域 下記地点を中心とする半径100mの円内

34-42-17N 136-59-45E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1054

出 所 衣浦海上保安署

16年635項 本州南岸 - 師崎水道、篠島港南方 海底送水管敷設作業

下記区域で、台船等による海底送水管の敷設作業が実施されてる。

期 間 平成16年9月30日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-40.6N 137-00.0E

標 識 夜間、台船のアンカー投入位置に点滅式赤色灯付浮標が設置される。

備 考 潜水作業を伴う。

警戒船を配備する。

海 図 W1054

出 所 衣浦海上保安署

16年636項 伊勢湾 潮流観測

伊勢湾で測量船「いせしお」(30トン)による潮流観測が実施される。

期 間 平成16年7月29日、30日の日出～日没

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-53.5N 136-48.5E

(2) 34-53.5N 136-39.5E

下記2地点を結ぶ線上付近

(3) 34-45.0N 136-50.0E

(4) 34-41.5N 136-34.5E

下記6地点を結ぶ線上付近

(5) 34-58.2N 136-46.3E

(6) 34-56.5N 136-43.5E

(7) 34-46.5N 136-43.5E

(8) 34-42.5N 136-45.5E

(9) 34-38.5N 136-49.5E

(10) 34-32.5N 137-01.5E

標 識 測量船の船尾に白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W95 - W1053 - W1051

出 所 第四管区海上保安本部



16年637項 伊勢湾 - 東部 生物調査等  
下記区域で、貝類調査及び水質・底質調査が実施される。  
期 間 平成16年8月2日、3日（予備日8月4日～31日）の日出～日没  
区 域 下記地点付近  
34-52-10N 136-50-50E  
備 考 作業船は貝桁網をえい航する。  
潜水作業を伴う。  
潜水作業時は、警戒船を配備する。  
海 図 W1025 - W95  
出 所 名古屋海上保安部

---

16年638項 伊勢湾 - 東部 水質調査  
下記区域で、作業船による採水作業が実施される。  
期 間 平成16年8月5日～9月5日まで(内3日間)  
区 域 下記2地点付近  
(1) 34-58-18N 136-46-19E  
(2) 34-49-33N 136-47-49E  
海 図 W1055B - W1025 - W95  
出 所 名古屋海上保安部

---

16年639項 名古屋港 - 西航路付近 灯標廃止  
下記の2灯標は廃止される。  
日 時 平成16年8月3日（予定）  
名 称 名古屋港高潮防波堤中央堤工事B灯標  
位 置 35-00-30N 136-47-59E  
名 称 名古屋港高潮防波堤中央堤工事D灯標  
位 置 35-00-40N 136-48-09E  
海 図 W1055A - W1055B  
出 所 第四管区海上保安本部

---

16年640項 名古屋港 - 西航路及東航路 深浅測量  
下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。  
期 間 平成16年7月28日～8月20日まで(予備日8月21日～31日)の日出～日没  
区 域 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 35-01-14N 136-49-04E  
(2) 35-01-17N 136-49-23E  
(3) 35-01-14N 136-49-33E  
(4) 35-01-10N 136-49-05E

下記6地点により囲まれる区域

(5) 35-01-26N 136-50-49E

(6) 35-01-01N 136-50-27E

(7) 35-00-50N 136-50-19E

(8) 35-00-56N 136-50-09E

(9) 35-01-02N 136-50-14E

(10) 35-01-16N 136-50-16E

下記4地点により囲まれる区域

(11) 35-00-24N 136-50-00E

(12) 34-59-54N 136-49-36E

(13) 34-59-59N 136-49-25E

(14) 35-00-29N 136-49-49E

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

1 6 年 6 4 1 項 名古屋港 - 第 1 区 ヨット帆走訓練

ガーデンふ頭南側でヨット帆走訓練が実施される。

期 間 平成16年8月1日、7日、8日、15日、22日の1000～1630

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 35-05-13N 136-52-59E

(2) 35-04-51N 136-52-43E

(3) 35-04-58N 136-52-27E

(4) 35-05-15N 136-52-44E

標 識 訓練区域に黄色簡易浮標を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

1 6 年 6 4 2 項 名古屋港 - 第 1 区、第 3 区、第 4 区 水質調査

下記区域付近で作業船による採泥作業が実施される。

期 間 平成16年8月3日（予備日8月5日）の0930～1500

区 域 下記3地点を中心とする半径30mの円内

(1) 35-04-33N 136-52-31E

(2) 35-03-30N 136-50-20E

(3) 34-59-36N 136-49-48E

期 間 平成16年8月9日（予備日8月11日）の0930～1200

区 域 下記地点を中心とする半径30mの円内

(4) 34-59-36N 136-49-48E

備考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

1 6 年 6 4 3 項 名古屋港 - 第 1 区、第 3 区、第 4 区 水質調査

下記区域付近で作業船による水質調査が実施される。

期 間 平成16年8月2日、4日、6日、10日、12日、19日、23日、25日、27日、30日  
(荒天の場合は順延される)の日出～日没

区 域 下記4地点付近

(1) 35-03-53N 136-53-01E

(2) 35-03-39N 136-50-31E

(3) 35-03-41N 136-50-11E

(4) 35-01-03N 136-50-42E

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

1 6 年 6 4 4 項 名古屋港 - 第 4 区 掘下げ作業

名港西大橋付近でグラブ式浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成16年8月1日～9月9日まで(予備日9月10日～30日)の日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 35-03-16N 136-50-14E

(2) 35-03-08N 136-50-09E

(3) 35-03-11N 136-50-02E

(4) 35-03-19N 136-50-07E

備考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

1 6 年 6 4 5 項 名古屋港 - 第 4 区 埋め立て完成

下記区域の埋め立てが完成している。

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域

(1) 35-02-40.9N 136-47-48.8E

(2) 35-02-40.9N 136-48-02.2E

(3) 35-02-28.6N 136-48-02.2E

(4) 35-02-36.8N 136-47-48.8E

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

---

16年646項 名古屋港 - 第4区 水質調査

下記地点で水質調査が実施される。

期間 平成16年8月1日（予備日8月2日、14日～17日）の日出～日没

区域 下記3地点付近

(1) 35-02-02N 136-47-03E

(2) 35-01-43N 136-47-35E

(3) 35-01-25N 136-48-08E

海図 W1055A

出所 名古屋港長

---

16年647項 名古屋港 - 第4区 防止網設置作業

飛鳥ふ頭（西4区）西名古屋火力発電所前面で潜水作業を伴うクラゲ侵入防止網の設置作業が実施される。

期間 平成16年7月21日～7月30日まで（予備日7月31日～8月7日）の0900～1700

区域 下記地点付近

35-01-43N 136-49-58.0E

標識 アンカーブロック位置に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

備考 作業中、警戒船を配備する。

クラゲ防止網は9月中旬まで設置する予定である。

海図 W1055A

出所 名古屋港長

---

16年648項 名古屋港 - 第4区 航泊禁止

ポートアイランド西側で、揚泥作業に伴う航泊禁止区域が設定される。

期間 平成16年8月1日～9月30日まで

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 35-00-43.8N 136-48-27.5E

(2) 35-00-49.3N 136-48-23.3E

(3) 35-00-54.4N 136-48-33.3E

(4) 35-00-48.9N 136-48-37.5E

標識 上記区域(1)(2)(3)及び下記地点に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

(5) 35-00-49.5N 136-48-37.1E

海図 W1055A - W1055B

出所 名古屋港長公示第16 - 16号

---

16年649項 名古屋港 - 第4区 航泊禁止

ポートアイランド西側で、揚泥作業に伴う航泊禁止区域が設定される。

期間 平成16年7月23日～9月30日まで

区 域 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 35-00-37.0N 136-48-23.5E  
(2) 35-00-29.6N 136-48-16.4E  
(3) 35-00-33.6N 136-48-10.2E  
(4) 35-00-41.2N 136-48-17.4E  
標 識 上記4地点に点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
海 図 W1055A - W1055B  
出 所 名古屋港長公示第16 - 14号

---

16年650項 名古屋港 - 第4区 灯台復旧

一時撤去中の下記灯台は、復旧される。

日 時 平成16年8月3日(予定)  
名 称 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台  
位 置 35-00-34N 136-48-06E B  
海 図 W1055A - W1055B  
出 所 第四管区海上保安本部

---

16年651項 名古屋港 - 第5区 埋設物撤去作業

南浜ふ頭(南4区)L1棧橋付近で、作業船による障害物撤去作業が実施される。

期 間 平成16年8月3日(予備日8月4日~6日)の日出~日没  
区 域 下記地点付近  
34-58-28.5N 136-49-31.5E  
備 考 潜水作業を伴う。  
警戒船を配備する。  
海 図 W1055B  
出 所 名古屋港長

---

16年652項 名古屋港 - 第5区 小型船舶操縦訓練

下記区域で小型船舶操縦訓練及び実技国家試験が実施される。

期 間 平成16年8月1日、4日、5日、15日、29日の0900~1530  
区 域 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 34-57-01N 136-49-34E  
(2) 34-56-34N 136-49-13E  
(3) 34-56-40N 136-49-03E  
(4) 34-57-07N 136-49-25E  
標 識 区域内に赤色簡易浮標を6個設置する。  
海 図 W1055B  
出 所 名古屋港長

---

16年653項 伊勢湾 - 桑名港南方 水路測量

揖斐川及び木曾川河口付近で、測量船「いせしお」(30トン)による水路測量が実施される。

期間 平成16年8月5日、6日、9日、10日、19日、20日、23日の日出～日没

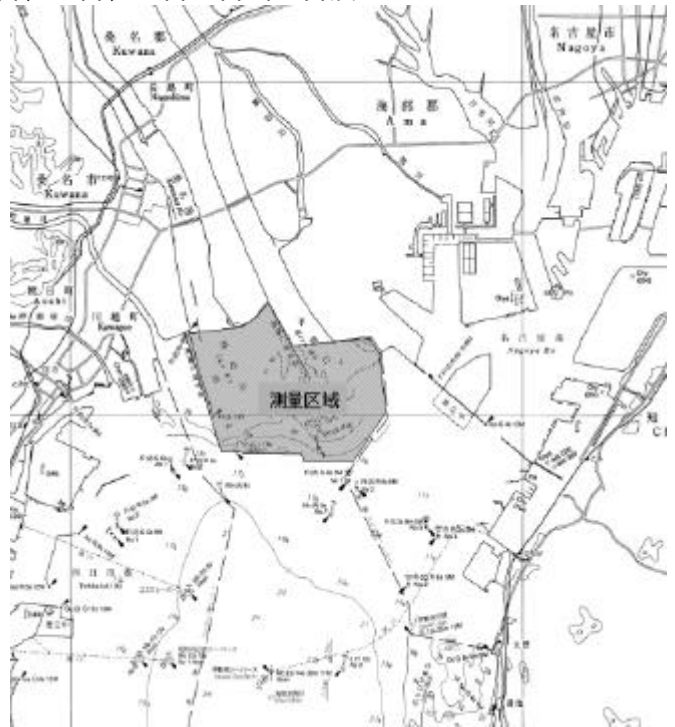
区域 下記地点付近(付図参照)

35-00.8N 136-45.0E

標識 作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。

海図 W95

出所 第四管区海上保安本部



16年654項 伊勢湾 - 桑名港 航泊禁止

桑名港で花火大会実施に伴い航泊禁止区域が設定される。

期間 平成16年7月24日(予備日7月25日、26日)の1800～2100

区域 下記6地点を結ぶ線及び中州岸線により囲まれる区域

(1) 35-04-16N 136-41-55E

(2) 35-04-16N 136-41-42E

(3) 35-04-33N 136-41-31E

(4) 35-04-35N 136-41-36E

(5) 35-04-38N 136-41-43E

(6) 35-04-35N 136-41-44E

標識 航泊禁止区域の境界線には白ブイ20個を設置する。

備考 警戒船を配備する。

海図 W95

出所 四日市海上保安部長公示第16-2号

16年655項 伊勢湾 - 西部 流速計設置

下記位置に流速計を設置する。

期間 平成16年8月3日～18日まで(予備日8月19日～9月10日)の15昼夜連続

位置 下記6地点

(1) 34-57-10N 136-43-22E

- (2) 34-57-30N 136-40-28E
- (3) 34-52-16N 136-41-33E
- (4) 34-53-02N 136-39-03E
- (5) 34-47-42N 136-35-43E
- (6) 34-46-49N 136-38-42E

標 識 流速計設置位置付近に2基の点滅式黄色灯付浮標（反射板及び赤白旗付）を設置する。  
海 図 W 9 5  
出 所 四日市海上保安部

---

16年656項 本州南岸 - 四日市港及び付近 生物調査等

下記区域で作業船による採泥作業及びネットをえい航しての生物調査が実施される。

期 間 平成16年8月4日、5日(予備日8月6日～9月10日)の日出～日没

区 域 下記6地点付近

- (1) 34-55-49N 136-40-07E
- (2) 34-55-11N 136-39-16E
- (3) 34-54-39N 136-39-16E
- (4) 34-54-39N 136-40-26E
- (5) 34-54-04N 136-39-12E
- (6) 34-53-19N 136-40-11E

海 図 W 9 4 - W 9 5

出 所 四日市海上保安部

---

16年657項 本州南岸 - 四日市港、第1区、第3区 深浅測量等

下記区域で作業船による音波探査、深浅測量及び台船によるボーリング調査が実施される。

期 間 平成16年8月1日～9月20日まで(予備日を含む)

(音波探査、深浅測量)

区 域 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-58-35.2N 136-39-51.9E
- (2) 34-58-26.8N 136-40-13.8E
- (3) 34-57-04.6N 136-39-14.6E
- (4) 34-57-12.0N 136-38-25.9E
- (5) 34-57-25.6N 136-38-37.0E
- (6) 34-57-21.9N 136-38-53.7E

(ボーリング作業)

区 域 下記2地点付近

- (7) 34-57-53.3N 136-39-35.3E
- (8) 34-57-29.0N 136-39-16.6E

標 識 ボーリング作業用台船に赤旗及び点滅式黄色灯を設置する。

備考 ボーリング用台船設置時に潜水作業を伴う。  
警戒船を配備する。

海 図 W 9 4

出 所 第四管区海上保安本部

---

16年658項 本州南岸 - 四日市港、第2区 海底波浪計設置

下記位置に海底波浪計が設置される。

期 間 平成16年8月3日～9月2日まで(予備日9月3日～10日)の30昼夜連続

位 置 下記地点

34-54-39N 136-40-34E

標 識 設置位置付近に赤白旗及び点滅式黄色灯付浮標を設置する。

備考 設置作業は潜水作業を伴い、警戒船を配備する。

海 図 W 9 4

出 所 四日市港長

---

16年659項 本州南岸 - 四日市港、第3区 カッターレース大会等

霞ヶ浦南ふ頭でカッターレース大会及び小型モーターボートの体験会が実施される。

(カッターレース大会)

日 時 平成16年8月1日の0830～1630

区 域 下記地点付近

(1) 34-59-39N 136-39-20E

(小型モーターボート体験会)

日 時 平成16年8月1日の1000～1530

区 域 下記地点付近

(2) 34-59-49N 136-39-34E

備考 警戒船を配備する。

海 図 W 9 4

出 所 四日市港長

---

16年660項 伊勢湾 - 津港 航泊禁止

下記区域で花火大会実施に伴い航泊禁止区域が設定される。

期 間 平成16年7月24日(雨天の場合7月27日まで順延)の1800～2100

区 域 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-42-26N 136-31-42E

(2) 34-42-13N 136-31-49E

(3) 34-42-09N 136-31-49E

(4) 34-42-09N 136-31-16E

(5) 34-42-28N 136-31-22E

(6) 34-42-26N 136-31-31E



標 識 航泊禁止区域に簡易標識灯を設置する。  
備 考 警戒船を配備する。  
航泊禁止区域内に台船を設置する。  
海 図 W 8 8  
出 所 四日市海上保安部長公示第 1 6 - 1 号

1 6 年 6 6 1 項 伊勢湾 - 松阪港 航泊禁止  
下記区域で松阪みなとまつりに伴い航泊禁止区域が設定される。  
期 間 平成15年7月31日（予備日8月1日、8月7日、8日）の1900～2100  
区 域 下記3地点を順に結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域  
（（1）（2）は34-36-59N 136-33-40Eを中心とする半径300mの円で結ぶ）  
（1） 34-36-56N 136-33-29E  
（2） 34-36-51N 136-33-46E  
（3） 34-36-47N 136-33-23E  
備 考 警戒船を配備する。  
海 図 W 8 8  
出 所 鳥羽海上保安部長公示第 1 6 - 4 号

1 6 年 6 6 2 項 本州南岸 - 鳥羽港及付近 海上行事  
下図に示す経路でカヌートライアルが実施される。  
期 間 （鳥羽港～神島）平成16年7月24日の1100～1500  
（神島～鳥羽港）平成16年7月25日の1000～1400  
備 考 警戒船を配備する。  
カヌートライアルには約70艇参加する。  
海 図 W 7 3 - W 1 0 5 3  
出 所 鳥羽海上保安部



「四管区水路通報」に関する問合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611 (内線2515)

FAX 052-654-2536 (FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

=====

**インターネットによる航行警報の提供について**

インターネットにより、航行警報 (NAVAREA XI航行警報、NAVTEX 航行警報、日本航行警報、管区 (保安部) 地域航行警報) を提供しています。

また、携帯電話 (iモード、EZ-ウェブ、ポータフォンライブ) へのサービスとして、NAVTEX 航行警報、管区 (保安部) 地域航行警報のうち、沿岸海域 (約50キロメートル以内) を設け提供しています。

航行警報アドレス http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html

携帯電話用アドレス

iモード対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/

EZ-ウェブ対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/ez/

J-SKYウェブ対応機種 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/js/

=====

**「四管区海洋速報」について**

インターネットを利用する方法、電子メール配信による方法、ポーリングサービスを利用する方法があります。

- ・インターネットによる閲覧は、四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレスにアクセスし、「海のように」、「四管区海洋速報」を順次選択してください。
- ・電子メールによる配信を希望する場合は、下記宛に、E-mailアドレス・住所・氏名 (機関名)・ (機関名の場合は担当者名)・電話番号をお知らせください。
- ・ポーリングサービスを利用する場合は、Fコード機能が付いたFAXが必要です。Fコード機能のないFAXを使用した場合は「四管区水路通報」が配信されますのでご注意ください。Fコードの利用方法はお手持ちのFAXの取扱説明書をご覧ください。

FAX番号は052-654-2536、Fコードは「9640」、パスワードは設定していません。

第四管区海上保安本部 海洋情報部 海洋調査課 海象担当

電話番号 052-661-1611 (内線2535)

電子メール suiro-4@kaiho.mlit.go.jp

=====

# 船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。(したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。)

## 通報の時機はいつですか？

- \* 入港24時間前までに通報してください。  
ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

## 通報先はどこですか？

- \* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。  
日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。)

## その他、通報の方法はどうなっていますか？

- \* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- \* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

## 荒天等やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- \* 直ちに、所定の通報先に通報してください。  
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

**詳しくは最寄りの管区海上保安本部警備課まで**

**国土交通省、海上保安庁のHPもご覧ください。**

国土交通省ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/>

海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>